

# E i w a N e w s

平成30年度税制改正案の概要

平成30年1月  
( No. 150 )

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、  
お願い申し上げます。

さて、昨年12月14日に平成30年度税制改正大綱が発表されました。

今回は、平成30年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

## [ 1 ] 所得税

多様な働き方が増えつつあるため、特定の収入のみに適用される給与所得控除等から、どのような所得にでも適用される基礎控除への振り替えが行われます。

この改正は、2020年分以後の所得税及び2021年度分以後の個人住民税について適用されます。

### (1) 給与所得控除（減額）

以下の見直しが行われます。

給与所得控除額の一律10万円引き下げ

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げ

（同一生計内に22歳以下又は特別障害者控除の対象となる扶養親族がいる場合には、負担増が生じないよう措置が設けられます。）

### (2) 基礎控除額（増額、一部減額）

所得金額にかかわらず38万円の基礎控除がありましたが、以下の見直しが行われます。

所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

### (3) 青色申告特別控除（減額）

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については65万円の控除がありますが、その控除額が55万円に減額されます。

ただし、確定申告書等の提出について電子申告を使用する等の一定の要件を満たす場合には、従来どおりの65万円の控除が適用されます。

## [ 2 ] 法人税

### ・所得拡大促進税制の改組

2018年4月1日から2021年3月31日までに開始する各事業年度において、当該規定の適用要件と税額控除額について以下の見直しが行われます。

#### 大企業

##### イ、適用要件

- a. 平均給与等支給額 前期の平均給与等支給額 × 103%
- b. 当期国内設備投資額 減価償却費の総額 × 90%

##### ロ、税額控除額（法人税の20%が限度）

給与等支給増加額の15%

なお、併せて下記の要件も満たす場合には、給与等支給増加額の20%

教育訓練費 前期及び前々期の教育訓練費の年平均 × 120%

#### 中小企業者等（ の制度と選択適用）

##### イ、適用要件

平均給与等支給額 前期の平均給与等支給額 × 101.5%

##### ロ、税額控除額（法人税の20%が限度）

給与等支給増加額の15%

なお、併せて下記の要件も満たす場合には、給与等支給増加額の25%

- a. 平均給与等支給額 前期の平均給与等支給額 × 102.5%
- b. 次のいずれかの要件を満たすこと

- ・教育訓練費 前期の教育訓練費 × 110%

- ・その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

給与等支給増加額：雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額

教育訓練費：国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で一定のもの

## [ 3 ] その他

### ・申告書の電子情報処理組織（e-TAX）による提出義務の創設

大法人（資本金の額が1億円超の法人等）は、2020年4月1日以後に開始する事業年度・課税期間について、法人税等・消費税の申告書の提出をe-Taxによることが義務化されます。また、申告書の添付書類については、e-Taxを使用する方法又は光ディスク等を提出する方法による提供が義務化されます。

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。